

幼保連携型認定こども園運営方針

令和3年11月

川俣町教育委員会

1 はじめに

近年、急速な少子化を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの拡大核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化・多様化しており、幼稚園や保育園が果たす役割は大きくなっています。

このような中、国においては、幼稚園と保育園の連携や施設の柔軟な運営についての提言等を受け、平成18年10月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」という）が施行され、認定こども園制度が開始されました。

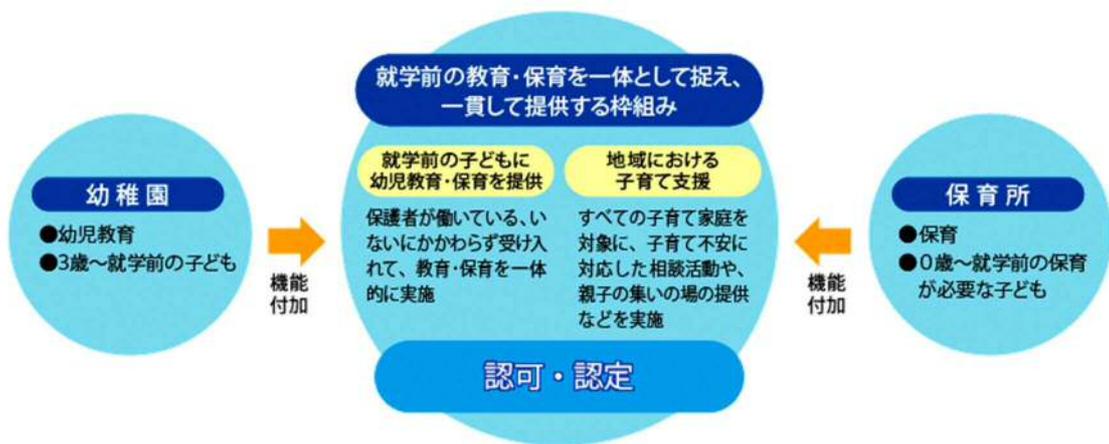
さらに、平成24年8月には「子ども子育て関連3法」が成立、平成27年度からは「子ども・子育て支援新制度」が始まり、幼稚園と保育園の良さを併せもつ施設である認定こども園の制度の改善や普及等を含む、乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援策が総合的に推進されることになりました。

本町においても、平成31年2月に、川俣町幼稚園、小・中学校のあり方検討委員会より提言を受け、令和元年5月に「川俣町小学校及び幼稚園・保育園の再編計画書」、令和2年6月に「（仮称）かわまた認定こども園開設計画」を策定し、少子化による就学前児童数の減少や幼稚園・保育園の老朽化対策、また、多様化する保育ニーズなどに対応し、今後とも安心して子育てができるまちづくりの推進を図るため、乳幼児期における教育・保育の総合的な推進と、施設の一体化に向け、令和4年4月の小学校再編後の「川俣南小学校」を改修し、令和5年4月に「幼保連携型認定こども園」の開設を目指し、検討を進めてまいりました。

2 幼保連携型認定こども園とは

幼保連携型認定こども園とは、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設です。

また、子育て相談や親子の集いの場を提供する子育て支援機能を備えることで、子どもに良質な育成環境を保障することが可能となります。



3 幼保連携型認定こども園の教育・保育内容

【0歳児～2歳児】

→現在の保育園同様、午前中は通常保育。

昼食・午睡後、合同保育・遊びの時間～降園。

【3歳児～5歳児】

→午前中は共通のカリキュラムで教育。（標準教育時間4時間）

昼食後、幼稚園的利用の園児は降園。保育園的利用の園児は午睡、その後合同保育・遊びの時間～降園。

～教育・保育内容（1日の生活の流れ）の例～

時間帯	保育園的利用 (月曜日から土曜日までの週6日間)			幼稚園的利用 (月曜日から金曜日までの週5日間)
	*8時間を基本として最長で午前7時から午後7時まで			*夏季・冬季・春季休業あり
	0歳児	1～2歳児	3歳児～5歳児	3歳児～5歳児
7:00	随時登園 合同保育（延長保育）		随時登園 合同保育（延長保育）	預かり保育
8:30	登園		登園	登園
9:00	遊びと睡眠		9:00～11:00	
9:30	おやつ		年齢別全体活動 課題のある活動	
10:00	活動			
11:00	食事の準備 食事 食事の片づけ 歯磨き		食事の準備 食事 食事の片づけ 歯磨き	
12:45			降園準備	
13:00	午睡		午睡	降園 預かり保育開始
15:00	めざめ おやつと遊び		めざめ おやつと遊び	(以降随時降園)
16:00	随時降園		随時降園	
16:15	合同保育（延長保育）		合同保育（延長保育）	
19:00	最終降園		最終降園	

4 幼保連携型認定こども園運営方針

幼保連携型認定こども園は、認定こども園法の定めるところにより、「学校かつ児童福祉施設の両方の性格を併せ持つ施設」として位置づけられております。

そして、その設置主体は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限定されていること（認定こども園法第12条）、また、学校の性格を持つため、管理・運営を包括的に民間委託することはできないこと（学校教育法第5条）により、幼保連携型認定こども園の設置・運営は「公設公営（直営）」か「民設民営」となり、現在のすみよし保育園の運営方式「公設民営」は不可となります。

少子化が進む一方で多様化する教育・保育ニーズに対して効率的・効果的にサービス提供が可能なこと、今後、町全体の財政規模の縮小が見込まれる中で国県の補助を受け安定した財政運営が可能になること、国制度運用による全国的な認定こども園の運営方式の動向等を総合的に勘案した結果、幼保連携型認定こども園の運営については、民間活力の導入「民設民営」の方式により園運営を行うことが適当であると判断いたしました。

しかしながら、乳幼児期における教育・保育の体制整備の第一の責務は町にあり、これまで同様、「川俣の教育シルクプラン」に基づく幼・保・小・中一貫した、つながる教育を推進するため、「民設民営」の方式のなかでも、町と民間法人との間で、協定を締結することにより、町が民間に参与しながら園を設置・運営していく「民設民営（公私連携）※」の方式を幼保連携型認定こども園の運営方針といたします。

なお、施設改修工事等については町で行い、園舎や必要備品等を民間事業者に貸与（無償）したうえで、施設運営をしていくこととなります。運営方式にかかわらず、法的基準により設備や職員配置が定められているため、施設の不

備や職員の配置不足などはなく、また「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」により質の高い教育及び保育の提供が図られます。

「民設民営（公私連携）」の方式をとる場合、町が、民間法人（学校法人または社会福祉法人）を公私連携法人として指定することとなり、その指定に関しては、当該施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人であると認められるものを、その申請により町が指定します。選定方法については、法律上特段の規定はなく「公正な手続きのうえ選定する」とされていることから、**公私連携法人の選定方法については、「公募」の方法をとることといたします。**

施設類型 運営方式	保育所	幼保連携型認定こども園
	公設公営 設置・運営主体：自治体	○
公設民営 設置主体：自治体 運営主体：民間	現在のすみよし保育園の 運営方式	× 公立学校の管理・運営の包括的 民間委託は不可
※民設民営（公私連携） 設置・運営主体：民間	○	○

※「民設民営（公私連携）」とは

町が民間に関与しながら園を設置・運営する方法。設置・運営主体が学校法人又は社会福祉法人に限定されるが、協定を締結することにより、公設設備の無償貸し付けが可能（議決事項）となっているなど、町の関与が明確となり、現行のすみよし保育園運営方法（公設民営）をある程度継続したまま、国、県の給付費（補助）を受けながら園を運営していくことが可能となる。

5 幼保連携型認定こども園運営事業者（公私連携法人）の公募

幼保連携型認定こども園の運営事業者（公私連携法人）を公募するにあたり「川俣町公私連携法人の指定に関する要綱」【別添資料1参照】及び「幼保連携型認定こども園運営事業者（公私連携法人）募集要項」【別添資料2参照】を制定いたします。

なお、応募資格については、既存園（川俣南幼稚園・富田幼稚園・すみよし保育園）からの円滑な引継ぎ、地域住民や小学校とのつながり、また、地域の特色を最大限生かした施設運営ができるよう「川俣町内に事業所等が所在する学校法人または社会福祉法人であること」といたします。

6 今後のスケジュールについて

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 令和3年9月～10月 | ・政策調整会議
(運営方針、公私連携法人公募の検討協議) |
| 11月 4日 | ・定例教育委員会 |
| 9日 | ・庁議 |
| 【中旬 | ・厚生文教常任委員会、議会全員協議会】 |
| 12月 1日 | ・募集要項等公表・配布 |
| 15日 | ・募集要項に関する質問受付期限 |
| 24日 | ・募集要項に関する質問回答公表 |
| 令和4年 1月 4日 | ・提案書類受付開始 |
| 20日 | ・提案書類受付期限 |
| 下旬 | ・公私連携法人選定 |
| 2月 上旬 | ・定例教育委員会、庁議 |
| 【中旬 | ・厚生文教常任委員会、議会全員協議会】 |
| 下旬 | ・公私連携仮協定締結 |
| 3月 | ・3月議会定例会（公私連携協定締結承認）
・公私連携協定締結 |
| 4月 | ・公私連携法人指定 |